

令和3年3月30日

選択型実務修習事務担当者 各位

司法研修所事務局企画第二課企画係

#### 選択型実務修習の事務手続等について（事務連絡）

本日付で、司研企二第150号司法研修所長通知「選択型実務修習全国プログラムの募集について」（以下「募集通知」という。）が発出されました。

なお、第73期（令和元年度採用）の司法修習生に対する全国プログラム及び自己開拓プログラムは、全面的に実施を取り止めましたが、第74期の全国プログラムについては、新型コロナウイルスへの感染防止に配慮しつつ、プログラムを御提供いただくことになりました。また、自己開拓プログラムについても、現時点では実施する予定です。

については、下記の連絡事項に留意の上、全国プログラムの募集手続を行うとともに、個別修習プログラム及び自己開拓プログラムも含めた選択型実務修習の事務手続等を行ってください。

なお、事務手続に当たっては、本日付で改訂された「選択型実務修習参考書式集」（以下「参考書式集」という。平成18年9月26日付け司研企第002391号司法研修所長通知「選択型実務修習の運用ガイドラインQ&A等について」添付書類）に登載された各書式を基本に、各配属庁会において日程等を調整の上、各配属地における第74期司法修習に適合するように修正した文書を、各配属庁会から司法修習生に配布してください（各配属庁会における修正の際に基本とすべき書式は別紙第3のとおり）。また、その際に、別添の「選択型実務修習に関する留意点」も司法修習生に配布してください。

おって、各修習地の地方検察庁及び弁護士会に対しては、地方裁判所から募集通

知の写しを送付するなどして、事務に遗漏がないようにしてください。

## 記

### 第1 選択型実務修習の期間について

- 1 東京（立川を含む。）、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山を修習地とする第74期司法修習生

令和4年2月2日（水）から同年3月18日（金）まで

- 2 上記1以外の地を修習地とする第74期司法修習生

令和3年12月8日（水）から令和4年1月27日（木）まで

### 第2 全国プログラムの募集等について

- 1 全国プログラムの募集手続について

募集通知別紙（全国プログラム案内）及び参考書式集1-2を利用して、募集手続を行う。全国プログラムの募集から決定までの事務手続の概略は、別紙第1のとおりである。

- 2 全国プログラムの申込期限の設定について

司法修習生に対する全国プログラム提示の日から応募開始日までの期間は、各修習地間で大きな差が出ないよう、その期間を1か月程度置くように設定する。

その結果、全国プログラムの申込期限は、5月末から6月上旬頃になると思われるが、4の(4)記載の全国プログラム名簿（応募者）の送付期限（令和3年6月15日（火））を念頭に置いた上で、具体的日程は各配属庁会の実情に応じて設定する。

- 3 全国プログラムの応募手続について

(1) 東京三弁護士会及び大阪弁護士会以外の提供者が提供する全国プログラムに応募があった場合は、応募した司法修習生から別紙様式第1の申込書を提出させる。

(2) 東京三弁護士会が提供する全国プログラムに応募があった場合は、応募

した司法修習生から別紙様式第2の申込書を提出させる。

- (3) 大阪弁護士会が提供する全国プログラムに応募があった場合は、応募した司法修習生から別紙様式第3又は別紙様式第4の申込書を提出させる。
- (4) (1)から(3)までのプログラムについて、提供者が求める提出書類（以下「提出書類」という。）がある場合には申込書と一緒に提出させる。
- (5) 別紙第2の関係資料送付先一覧は、修習生に提示する文書には添付しないこと。

#### 4 全国プログラム申込書等受領後の手続及び全国プログラム名簿（応募者）の送付期限について

- (1) 申込書を受領した配属庁会は、申込期間経過後速やかに、申込書の写しを、別紙第2記載の関係資料送付先にファクシミリ等適宜な方法で送付する。  
なお、提出書類も同様に送付する。その際には、提出書類の余白に提供プログラムのコード番号及び申込みをした修習生の氏名を必ず記載する。
- (2) 配属庁会は、別添の「全国プログラム名簿（応募者）」に、コード番号を入力する（全国プログラム名簿（応募者）入力要領（配属庁会用）参照）。
- (3) 申込書は、司法修習生に対する修習対象者決定の結果告知に利用するため、写しを保管しておく。
- (4) 全国プログラム名簿（応募者）の送付期限は、令和3年6月15日（火）とする。

地方裁判所の事務担当者は、配属庁会の全国プログラム名簿（応募者）を取りまとめた上、同日までに、当研修所事務局企画第二課企画係に一元的な文書管理システムにより送信する（送付書不要）。

- (5) 全国プログラムに応募がない場合は、その旨を電子メールにより当研修所事務局企画第二課企画係森下（[REDACTED]）宛てに連絡する。

#### 5 全国プログラムの修習受入決定の通知について

令和3年8月上旬に全国プログラムの修習受入決定者の名簿を各裁判所の担当宛てに一元的な文書管理システムで送信する予定である。各配属庁会は、第2クール終了時（令和3年8月18日（水））までに、司法修習生に対して、修習受入決定の通知をする。

司法修習生に対する修習受入決定の通知は、4の(3)で保管した申込書の下部にある可否欄に記入の上、交付して行う。ただし、大阪弁護士会による修習受入決定通知については、4の(3)で保管した申込書（別紙様式第3又は別紙様式第4）の各事務所ごとの決定欄に○を付す方法による。

なお、個別修習プログラムの修習受入決定の通知については、平成18年9月26日付け司研企第002386号「選択型実務修習の運用ガイドライン」の第5の4を参照する。

#### 6 全国プログラム受入れの決定が撤回された場合の措置について

全国プログラムの募集条件の中には、一定の場合に、全国プログラムの受入決定後にその受入れを撤回する旨の設定をしているケースがあり、更に選択型実務修習の期間が始まってからも撤回があり得る。

その場合、全国プログラム受入れが撤回された司法修習生については、他の個別修習プログラムへの参加が可能であればこれに組み込み、それができないときは、ホームグラウンドでの修習をすることになる。

#### 7 全国プログラム提供先への自己開拓について

全国プログラムの提供先に対し、全国プログラムと同様の修習内容、目的等で自己開拓プログラムを行うことはできない。

#### 8 司法修習生に対する周知について

各配属庁会から、司法修習生に対し、プログラムの応募期限や、修習計画書等の提出期限を遵守し、これらが期限に遅れると、希望していたプログラムが受けられなくなるほか、配属庁会にも多大な迷惑をかけたり、ひいては選択型実務修習全体のスケジュールの円滑な進行にも影響が出るおそれがあることを

周知する。

### 第3 選択型実務修習の旅費及び諸費用について

#### 1 旅費

全国プログラム及び自己開拓プログラムにおいて、配属修習地以外の修習地における修習をする場合は、その参加に要する旅費（配属修習地とプログラム修習先（弁護士事務所修習における事務所や民間企業修習における会社等）の往復の交通費、日当及びプログラム期間分の所定の宿泊費等）を支給する。

なお、プログラム修習先から更に他所に移動する場合の旅費については、プログラム履修のためであっても原則として支給しない。ただし、例外として、全国プログラムにおいて、プログラム履修のため、プログラム修習先から片道50キロメートルを超える移動が当初から予定されている場合（プログラム案内「片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無」欄に「有」と記載されているもの）に限り、その旅費を支給する。

#### 2 諸費用

自己開拓プログラムでは、修習中の諸費用（修習先での資料等のコピー代や通信連絡費、その他の修習先から請求される費用など）は全て修習生の自己負担となる。

### 第4 選択型実務修習結果意見書及び選択型実務修習結果レポートについて

以下の1の「選択型実務修習結果意見書」については参考書式集1-7を、また、2の「選択型実務修習結果レポート」については参考書式集3-1を、それぞれ使用する。

#### 1 選択型実務修習結果意見書（参考書式集1-7）

司法修習生は、ホームグラウンドでの修習又はホームグラウンド修習以外のプログラムのいずれについても、同意見書の該当箇所を記入し、その上でプログラム指導担当責任者（ホームグラウンドでの修習にあっては、修習指導担当弁護士）に交付する。

司法修習生から選択型実務修習結果意見書を受領したプログラム指導担当責任者は、修習結果についての意見を付し、記名・検印の上、プログラム終了後3日以内に、同意見書記載の送付先（修習指導担当弁護士等）に送付する。

プログラム指導担当責任者から選択型実務修習結果意見書を受領した修習指導担当弁護士は、選択型実務修習終了後速やかに、修習生ごとに選択型実務修習結果レポートと選択型実務修習結果意見書を取りまとめ、所属の弁護士会会長に送付する。

## 2 選択型実務修習結果レポート（参考書式集3－1）

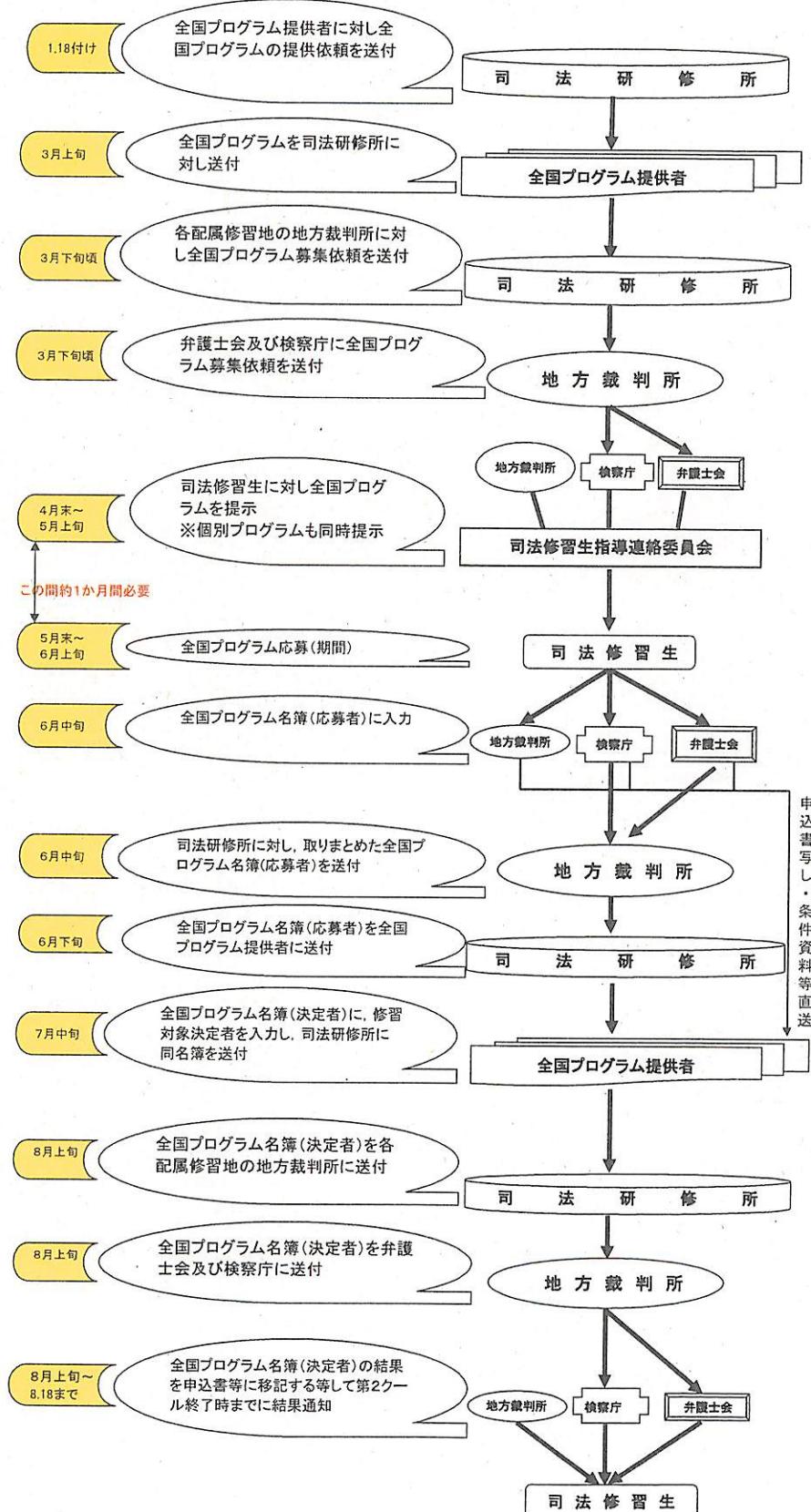
司法修習生は、ホームグラウンドでの修習の修習日程、内容及び取組目標の達成状況等を「2. レポート（ホームグラウンドでの修習）」欄に記載し、個別修習・全国・自己開拓プログラムでの修習日程、内容及び取組目標の達成状況等を、2ページ以降の「3. レポート（個別修習・全国・自己開拓プログラム）」欄に修習先ごとに記載し、プログラム指導担当責任者から記名・検印を受け、これを、選択型実務修習終了後速やかに、修習指導担当弁護士に送付する。

司法修習生から選択型実務修習結果レポートを受領した修習指導担当弁護士は、「2. レポート（ホームグラウンドでの修習）」欄の所定箇所に記名・検印の上、選択型実務修習結果意見書とともに修習地の弁護士会長に送付する。

## 第5 第74期の個別修習プログラムの情報提供

第74期司法修習生に対して各配属庁会が提供した個別修習プログラムの一覧表の電子データ（司法修習生提示用に作成した電子データファイルで差し支えない。）を添付した電子メールを、令和3年7月13日（火）までに第2の4の(5)に記載のアドレス宛てに送信する。

#### 全国プログラムの募集から決定まで(第74期)



(別紙第2)

関係資料送付先一覧

	コード	プログラム名	場所	プログラム事務担当者 (部署、氏名)	電話連絡先	ファクシミリ 番号	メールアドレス	関係資料送付先 (郵便番号、住所、宛先等)
国	1101	2101 法務行政修習	法務省	法務省大臣官房人事課 検察官人事第一係 担当 柳澤 邦宏 岡原 湖奈	03-3580-4111 (内線2126)	[REDACTED]	柳澤 [REDACTED] 岡原 [REDACTED]	〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 (宛先は事務担当者と同じ) (電話連絡先及びファクシミリ番号は左に同じ)
国	1102	衆議院法制局 修習	衆議院法制局	法制企画調整部総務課 担当 杉若 紀康	03-3581-1570	[REDACTED]	[REDACTED]	〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1 (宛先は事務担当者と同じ) (電話連絡先及びファクシミリ番号は、左に同じ)
国	1103	2102 参議院法制局 修習	参議院法制局	総務課 藤本、小牧、 市川	03-5521-7729	[REDACTED]	[REDACTED]	100-0014 東京都千代田区永田町1-1 1-16 参議院第二別館内 (宛先は事務担当者と同じ)
国	1104	2103 厚生労働省中 央労働委員会 審査実務修習	中央労働委員會 事務局	中央労働委員會事務局 審査課 後藤 稔	03(5403)2155	03(5403)2250	churoishinsaka@mhlw.go.jp	〒105-0011 東京都港区芝公園1-5-32 中央労働委員會事務局審査 課

## (別紙第2)

	コード	プログラム名	場所	プログラム事務担当者 (部署、氏名)	電話連絡先	ファクシミリ 番号	メールアドレス	関係資料送付先 (郵便番号、住所、宛先等)
国	2104	国税不服審判所における修習	①東京国税不服審判所 ②大阪国税不服審判所	国税不服審判所（本部）管理室総務係 担当 福田康晴	03-3581-4101 (内線3923)	03-3593-1660	[REDACTED]	〒100-8978 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号 (宛先は事務担当者に同じ) (電話連絡先及びファクシミリ番号は、左に同じ)
地方自治体	1105	地方自治体修習	栃木市	総務部総務課 文書法規係 担当：佐藤 優	0282-21-2346	0282-21-2674	soumu03@city.tochigi.lg.jp	328-8686 栃木県栃木市万町9番25号 (宛先は事務担当者に同じ) (電話連絡先及びファクシミリ番号は、左に同じ)
地方自治体	2105	地方自治体修習	大津市	総務部人事課 担当 秋山	077-528-2711	077-522-4815	otsu1203@city.otsu.lg.jp	〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館2階 人事課（評価・育成G）
地方自治体	1106	地方自治体修習	新潟市	総務部 人事課人材育成室 担当 森山 幸恵	025-226-2493 (直通)	025-228-5500	jinji@city.niigata.lg.jp	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町 602-1 (宛先は事務担当者と同様)

## (別紙第2)

	コード	プログラム名	場 所	プログラム事務担当者 (部署, 氏名)	電話連絡先	ファクシミリ 番号	メールアドレス	関係資料送付先 (郵便番号, 住所, 宛先等)
児相	1107 2106	児童相談所における修習	名古屋市中央児童相談所	R3年4月迄 橋本佳子 (法務) R3年5月以降 鈴木善博 (企画調整)	052-757-6111	052-757-6122	R3年4月迄 [REDACTED] R3年5月以降 [REDACTED]	名古屋市昭和区折戸町4-16
児相	1108 2107	児童相談所における修習	名古屋市西部児童相談所	担当 主幹 (弁護士) 根ヶ山裕子 (ねがやま ゆうこ)	052-365-3231	052-365-3281	[REDACTED]	〒454-0875 名古屋市中川区 小城町1丁目1番地の20 名古屋市西部児童相談所 (あて先は事務担当者に同じ) (電話連絡先及びファクシミリ番号は左に同じ)
国際機関等	2201	国際協力(法整備支援)修習	独立行政法人国際協力機構 (JICA)本部、国内機関等(東京)	J I C A本部 ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ 法・司法チーム 担当: [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル J I C A本部 ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 法・司法チーム
国際機関等	1201 2202	国連機関修習	国際移住機関 (I O M) 駐日事務所	IOM駐日事務所 (国内事業班) 担当 [REDACTED]	03-3595-2487	03-3595-2497	[REDACTED]	[REDACTED]

## (別紙第2)

	コード	プログラム名	場所	プログラム事務担当者 (部署、氏名)	電話連絡先	ファクシミリ 番号	メールアドレス	関係資料送付先 (郵便番号、住所、宛先等)
国際機関等	1202	2203 日本弁護士連合会国際室における修習	日本弁護士連合会	日本弁護士連合会企画部国際課担当 [REDACTED]	03-3580-9741	03-3580-9840	[REDACTED]@nichibenren.or.jp [REDACTED]@nichibenren.or.jp	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 日本弁護士連合会企画部国際課 (電話連絡先及びファクシミリ番号は、左に同じ)
福祉機関		2301 社会福祉協議会修習	豊中市社会福祉協議会	地域福祉課 課長 [REDACTED]	06-6848-1279	06-6841-2388	tcpvc@gold.ocn.ne.jp	〒560-0023 大阪府豊中市岡上の町2-1-15 豊中市すこやかプラザ2階
福祉機関	1301	2302 社会福祉協議会修習	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会 相談支援課 権利ようご係 [REDACTED]	023-674-0680	023-645-9073	kouken@yamagatashishakyo.or.jp	〒990-0832 山形県山形市城西町2-2-22
福祉機関		1302 社会福祉協議会修習	高知市社会福祉協議会	共に生きる課 担当 [REDACTED]	088-856-5539	088-856-5549	[REDACTED]	〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター3階 (宛先は事務担当者に同じ) (電話番号及びファクシミリ番号は、左に同じ)

## (別紙第2)

	コード	プログラム名	場所	プログラム事務担当者 (部署、氏名)	電話連絡先	ファクシミリ 番号	メールアドレス	関係資料送付先 (郵便番号、住所、宛先等)
福祉機関	1303	2303 社会福祉協議会修習	宝塚市社会福祉協議会	企画人事課人事係 担当 [REDACTED]	0797-86-5000	0797-86-5069	[REDACTED]	〒665-0825 宝塚市安倉西2-1-1 (宛先は事務担当者に同じ) (電話連絡先及びファクシミリ番号は、左に同じ)
民間企業	1401	2401 企業修習	ヤフー株式会社	コーポレート法務統括 本部法務本部 [REDACTED]	なし（リモートワークのため）	なし（リモートワークのため）	[REDACTED]	〒102-8282 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー ヤフー株式会社 法務統括本部法務本部宛
民間企業	1402	2402 企業修習	九州旅客鉄道株式会社	人事部 担当 [REDACTED]	092-474-2761	092-474-9754	[REDACTED]	〒812-8566 福岡市博多区博多駅前3-2 5-21 (宛先は事務担当者に同じ) (電話連絡先及びファクシミリ番号は、左に同じ)
民間企業	1403	2403 企業法務修習	両備ホールディングス株式会社	法務リスクマネジメント部 [REDACTED]	086-232-2177	086-232-6377	[REDACTED]	〒700-8518 岡山県岡山市北区錦町6番1号 両備ホールディングス株式会社 法務リスクマネジメント部 [REDACTED]

## (別紙第2)

	コード	プログラム名	場 所	プログラム事務担当者 (部署、氏名)	電話連絡先	ファクシミリ 番号	メールアドレス	関係資料送付先 (郵便番号、住所、宛先等)
民間企業	2404	企業修習	東日本旅客鉄道 株式会社	総務・法務戦略部 法務ユニット(法務企 画) [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	151-8578 東京都渋谷区代々木2-2-2 東日本旅客鉄道株式会社 総務・法務戦略部
民間企業	1404 2405	企業内法務実 務修習□	ユニリーバ・ ジャパン・ホー ルディングス株 式会社	Legal Group [REDACTED]	[REDACTED]	なし	[REDACTED]@unilever .com	ユニリーバ・ジャパン受付(東 京都目黒区上目黒2-1-1 中目 黒GTタワー)
裁判所	1501 2501	最高裁判所修 習	最高裁判所裁判 部	最高裁判所裁判部第二 訟廷事務室裁判関係庶 務係 担当 小山 誠	03-3264-8573	[REDACTED]	[REDACTED]	102-8651 東京都千代田区隼町4-2 (宛先は事務担当者に同じ) (電話連絡先及びファクシミ リ番号は、左に同じ)
裁判所	1502 2502 1503 2503	地裁知的財産 権部修習(東 京)	東京地方裁判所 民事部	東京地方裁判所総務課 庶務第二係 担当 藤井俊之	03-3581-2291 (ダイヤルイ ン)	03-3581-1583	[REDACTED]	〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1 -4 (宛先は事務担当者に同じ) (電話連絡先及びファクシミ リ番号は、左に同じ)

(別紙第2)

	コード	プログラム名	場 所	プログラム事務担当者 (部署, 氏名)	電話連絡先	ファクシミリ 番号	メールアドレス	関係資料送付先 (郵便番号, 住所, 宛先等)
裁判所	1504 1505	2504 2505	地裁知的財産 訴訟部修習 (大阪)	大阪地方裁判所 第21民事部・第 26民事部	大阪地方裁判所事務局 総務課庶務第二係 担当: 松永 良子	[REDACTED]	06-6363-6334	[REDACTED] 〒530-8522 大阪市北区西天満2-1-1 0 (あて先は事務担当者に同 じ)
法律事務所	1615	2614	大規模事務所 修習	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
法律事務所	2615		大規模事務所 修習	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
法律事務所	1616	2616	企業法務修習	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

## (別紙第2)

	コード		プログラム名	場 所	プログラム事務担当者 (部署, 氏名)	電話連絡先	ファクシミリ 番号	メールアドレス	関係資料送付先 (郵便番号, 住所, 宛先等)
法律事務所	1617	2617	大規模事務所修習	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
法律事務所	1601	2601	知財事務所修習	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
法律事務所	1618	2618	大規模事務所修習	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
法律事務所	1619	2619	企業法務修習	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

## (別紙第2)

	コード		プログラム名	場 所	プログラム事務担当者 (部署、氏名)	電話連絡先	ファクシミリ 番号	メールアドレス	関係資料送付先 (郵便番号、住所、宛先等)
法律事務所	1602 ~ 1605	2602 ~ 2604	知的財産事務所修習 (大阪)	全事務所	大阪弁護士会司法修習委員会 (担当事務局:総務部研修課 [REDACTED])	06-6364-1684	06-6364-7515	syuusyuu-jimu@osakaben.or.jp	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会司法修習委員会
法律事務所	1606 ~ 1614	2605 ~ 2613	涉外事務所修習 (大阪)	全事務所	大阪弁護士会司法修習委員会 (担当事務局:総務部研修課 [REDACTED])	06-6364-1684	06-6364-7515	syuusyuu-jimu@osakaben.or.jp	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会司法修習委員会
法律事務所	1620 ~ 1661	2620 ~ 2656	法テラス大規模型、中規模型、小規模型、扶助・国選型、過疎地型事務所修習	各地法テラス	日本司法支援センター常勤弁護士総合企画部常勤弁護士総合企画課 [REDACTED]	0503383-5340	[REDACTED]	staff-b@houterasu.or.jp	〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画部 常勤弁護士総合企画課 (電話連絡先及びファクシミリ番号は、左に同じ)
法律事務所	1662	2657	公設事務所等修習	弁護士法人東法律事務所 (旧 気仙沼ひまわり基金法律事務所)	弁護士 東 忠宏	0226-25-7234	0226-24-6139 [REDACTED]		〒988-0105 宮城県気仙沼市赤岩老松41番地2 弁護士法人東法律事務所

## (別紙第2)

	コード	プログラム名	場所	プログラム事務担当者 (部署, 氏名)	電話連絡先	ファクシミリ 番号	メールアドレス	関係資料送付先 (郵便番号, 住所, 宛先等)
法律事務所	2658	公設事務所修習	釜石ひまわり基金法律事務所	釜石ひまわり基金法律事務所 担当 弁護士 細川恵喜	0193-21-3344	0193-21-3345	cakemeganekh@gmail.com	〒026-0041 岩手県釜石市上中島町1丁目2番3号 RIKÔビル3階 釜石ひまわり基金法律事務所 (宛先は事務担当者に同じ) (電話連絡先及びファクシミリ番号は、左に同じ)
法律事務所	1663 2659	公設事務所修習	下田ひまわり基金法律事務所	弁護士 秋本 佳宏	0558-25-2131	0558-22-2521	shimoda.himawari@law.email.ne.jp	〒415-0035 静岡県下田市東本郷2丁目9番15号 伊豆新聞社ビル3階 (宛先は事務担当者に同じ) (電話連絡先及びファクシミリ番号は、左に同じ)
法律事務所	1664 2660	公設事務所修習	相馬ひまわり基金法律事務所	担当 弁護士田中洋子	0244-37-2560	0244-37-2561	tanaka@shimawari.com	〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘56-1-202 (宛先は事務担当者に同じ) (電話連絡先及びファクシミリ番号は左に同じ)
法律事務所	1665 2661	公設事務所等修習	弁護士法人空と海 そらうみ法律事務所奄美事務所(旧ひまわり基金法律事務所)	弁護士法人空と海 そらうみ法律事務所奄美事務所 弁護士 菅野浩平 (かんのこうへい)	0997-54-5588	0997-54-5580	kanno@soraumi-law.com	〒894-0027 鹿児島県奄美市名瀬末広町18-25 グランセ末広ビル6階 (宛先は事務担当者に同じ) (電話連絡先及びファクシミリ番号は左に同じ)

## (別紙第2)

	コード	プログラム名	場所	プログラム事務担当者 (部署、氏名)	電話連絡先	ファクシミリ 番号	メールアドレス	関係資料送付先 (郵便番号、住所、宛先等)
法律事務所	1666	公設事務所等修習	弁護士法人空と海 そらうみ法律事務所陸前高田事務所（旧ひまわり基金事務所）	弁護士法人空と海 そらうみ法律事務所陸前高田事務所 担当：弁護士三森祐二郎	0192-47-3613	0192-47-3617	[REDACTED]	〒029-2205 岩手県陸前高田市高田町字館の沖1 (宛先は事務担当者に同じ) (電話連絡先及びファクシミリ番号は、左に同じ)

選択型実務修習について司法修習生に配布する文書を作成する際に基本となる書式一覧

新参考書式集番号	参考書式集上の文書名	基本となる書式
1	(実施要領関係)	
1-1	選択型実務修習の実施について(通知)	参考書式集を参照
1-2	同(別紙)選択型実務修習プログラムの応募要領	参考書式集を参照
1-3	同(別紙様式第1)プログラム申込書(全国)	別紙様式第1
1-4	同(別紙様式第2)プログラム申込書(個別修習)	参考書式集を参照
1-5	同(別紙様式第3)修習計画書・修習内容記載例	参考書式集を参照
1-6	(別添) プログラム案内	参考書式集を参照
1-7	(別添) 選択型実務修習結果意見書	参考書式集を参照
2	(自己開拓プログラム関係)	
2-1	自己開拓プログラム申出書	参考書式集を参照
2-2	承諾書(表面)・司法修習生が独自に開拓した修習先へのお願い(裏面)	参考書式集を参照
2-3	自己開拓プログラム日程表	参考書式集を参照
2-4	自己開拓プログラムの承認通知書	参考書式集を参照
3	(選択型実務修習結果レポート)	
3-1	選択型実務修習結果レポート	参考書式集を参照

(略称)

「参考書式集」：令和3年3月30日付け司法研修所長通知「選択型実務修習の参考書式集の改訂について(通知)」

「募集通知」：本日付け司法研修所長通知「選択型実務修習全国プログラムの募集について」

(別紙様式第1)

令和 年 月 日

司法修習生指導連絡委員会 御中

令和2年度(第74期) 司法修習生

フリガナ

組番・修習地 (班) 氏名  
現住所 〒

携帯電話 ー ー (電話 ー ー )  
メールアドレス

### 選択型実務修習プログラム申込書(全国)

下記のとおり、選択型実務修習の全国プログラムを申し込みます。

記

コード番号	プログラム名

提出書類を求められている場合は、本申込書に添付すること。

なお、添付書類は返還しない。

おって、申し込んだプログラムの提供者から上記電話等に直接連絡が入ることがある。

(※希望する期間の選択を要するプログラムについては、希望する期間も「プログラム名」欄に記載する。)

(※コード番号 1504, 1505, 2504 及び 2505 の各プログラムについては、応募人数が超過した場合の振替に支障がある者は、本申込書の余白部分にその旨及びその理由を簡潔に記載する。)

### 受入結果通知

可	否

司法修習生指導連絡委員会

令和 年 月 日

令和2年度(第74期)

修習地： (班) 配属弁護士会：

研修所クラス： 組 番 氏名：

住所： (〒 )

連絡先電話番号： e-mail：

**東京三弁護士会提供プログラム申込書****1 申し込むプログラム**

コード番号	プログラム名

**2 募集条件**


---



---



---

**3 添付書類**


---



---



---

**4 司法研修所卒業後の就職予定先(内定段階を含む。)**

- 法律事務所 弁護士会名( ) 事務所名( )
- 企業 本社所在地( 都府県) 企業名( )
- 任官希望 希望先( )
- 現時点ではまだ決定(内定)していない。

**《申込時の注意事項》**

- 応募するプログラムに募集条件が設定されている場合には、募集条件を満たすことが分かるように、その内容を上記「2 募集条件」欄に記載してください。
- 募集条件として書類提出を指定されている場合には、その書類名を上記「3 添付書類」欄に記載し、本申込書に添付してください。なお、書類は採否にかかわらず返却しません。
- 申込先事務所が修習生の就職予定(内定)先と係争中等の事情があるときは、受け入れられない場合があります。
- 申込後に、内定先の決定、就職予定先の変更など、就職に関する本書の申告事由に変更があったときは、速やかに申込先事務所に連絡してください。

**当否結果通知** 当       否

## 知財事件取扱い法律事務所での修習申込書（大阪）

第1 受入れを希望する事務所のコード番号に○を付してください。

複数の事務所を希望するときは、希望順位を記載してください。順位は何番まででも結構です。

コード番号	事務所名	開始	終了	希望順位	決定
2602	弁護士法人大江橋法律事務所	R4.2.7	R4.2.18		
2603	弁護士法人関西法律特許事務所	R4.2.7	R4.2.18		
2604	小松法律特許事務所	R4.2.7	R4.2.18		

第2 必ず下記も○を付して選択してください。

- 上記希望順位内での修習が不可のときは、修習を希望しません。
- 上記希望順位内での修習が不可のときは、大阪弁護士会に事務所の指定を一任します。
- 2.を選択しますが、次の事務所での修習は避けます。（第1の事務所コード番号： ）

### （申込時の注意事項）

- 受入事務所が指定する申込時の必要書類（写し可）を添付すること。応募する複数の事務所が指定する資料が共通のときは1通でよい。なお、採否に関係なく提出書類は返却しない。
- 申込後に内定先の決定、就職予定先の変更など、就職に関する本書の申告事由に変更があったときは、至急、大阪弁護士会司法修習委員会事務局（担当： 電話06-6364-1684）へ連絡すること。

年 月 日

- 募集条件、遵守事項に同意したうえで、上記のとおり申し込みます。
- 全国プログラムを申し込んだ理由

- 私の司法研修所卒業後の就職予定先（内定段階を含む）は以下のとおりです。

- 法律事務所 … 弁護士会名（ ）、事務所名（ ）
- 企業 … 本社所在地（ 都府県）、企業名（ ）
- 任官希望 … 希望先（ ）
- 現時点ではまだ決定（内定）していない。

住所 〒 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

配属地（ ）

電話 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

## 渉外事件取扱い法律事務所での修習申込書（大阪）

第1 受入れを希望する事務所のコード番号に○を付してください。

複数の事務所を希望するときは、希望順位を記載してください。順位は何番まででも結構です。

コード番号	事務所名	開始	終了	希望順位	決定
2605	弁護士法人大江橋法律事務所	R4.2.7	R4.2.18		
2606	岡田春夫綜合法律事務所	R4.2.7	R4.2.18		
2607	弁護士法人御堂筋法律事務所	R4.2.7	R4.2.18		
2608	弁護士法人淀屋橋・山上合同	R4.2.7	R4.2.18		
2609	法円坂法律事務所	R4.2.14	R4.2.25		
2610	北浜法律事務所・外国法共同事業	R4.2.14	R4.2.25		
2611	弁護士法人才ルビス	R4.2.21	R4.3.4		
2612	岡田春夫綜合法律事務所	R4.2.21	R4.3.4		
2613	弁護士法人御堂筋法律事務所	R4.2.21	R4.3.4		

第2 必ず下記も○を付して選択してください。

- 上記希望順位内での修習が不可のときは、修習を希望しません。
- 上記希望順位内での修習が不可のときは、大阪弁護士会に事務所の指定を一任します。
- 2.を選択しますが、次の事務所での修習は避けます。（第1の事務所コード番号： ）

### （申込時の注意事項）

- 受入事務所が指定する申込時の必要書類（写し可）を添付すること。応募する複数の事務所が指定する資料が共通のときは1通でよい。なお、採否に関係なく提出書類は返却しない。
- 申込後に内定先の決定、就職予定先の変更など、就職に関する本書の申告事由に変更があったときは、至急、大阪弁護士会司法修習委員会事務局（担当： [ ] 電話06-6364-1684）へ連絡すること。

年 月 日

1. 募集条件、遵守事項に同意したうえで、上記のとおり申し込みます。

2. 全国プログラムを申し込んだ理由

3. 私の司法研修所卒業後の就職予定先（内定段階を含む）は以下のとおりです。

- 法律事務所 … 弁護士会名（ ）、事務所名（ ）
- 企業 … 本社所在地（ 都府県）、企業名（ ）
- 任官希望 … 希望先（ ）
- 現時点ではまだ決定（内定）していない。

住所

氏名

配属地（ ）

電話

メールアドレス

(別紙様式第3) B班(東京(立川支部を含む。)・横浜・さいたま・千葉・大阪・京都・神戸・奈良・大津及び和歌山以外)

## 知財事件取扱い法律事務所での修習申込書（大阪）

第1 受入れを希望する事務所のコード番号に○を付してください。

複数の事務所を希望するときは、希望順位を記載してください。順位は何番まででも結構です。

コード番号	事務所名	開始	終了	希望順位	決定
1602	小松法律特許事務所	R3.12.13	R3.12.24		
1603	弁護士法人関西法律特許事務所	R3.12.13	R3.12.24		
1604	弁護士法人大江橋法律事務所	R4.1.17	R4.1.27		
1605	弁護士法人淀屋橋・山上合同	R4.1.17	R4.1.27		

第2 必ず下記も○を付して選択してください。

- 上記希望順位内での修習が不可のときは、修習を希望しません。
- 上記希望順位内での修習が不可のときは、大阪弁護士会に事務所の指定を一任します。
- 2.を選択しますが、次の事務所での修習は避けます。（第1の事務所コード番号：）

### （申込時の注意事項）

- 受入事務所が指定する申込時の必要書類（写し可）を添付すること。応募する複数の事務所が指定する資料が共通のときは1通でよい。なお、採否に関係なく提出書類は返却しない。
- 申込後に内定先の決定、就職予定先の変更など、就職に関する本書の申告事由に変更があったときは、至急、大阪弁護士会司法修習委員会事務局（担当： 電話06-6364-1684）へ連絡すること。

年 月 日

1. 募集条件、遵守事項に同意したうえで、上記のとおり申し込みます。

2. 全国プログラムを申し込んだ理由

3. 私の司法研修所卒業後の就職予定先（内定段階を含む）は以下のとおりです。

- 法律事務所 … 弁護士会名（ ）、事務所名（ ）
- 企業 … 本社所在地（ 都府県）、企業名（ ）
- 任官希望 … 希望先（ ）
- 現時点ではまだ決定（内定）していない。

住所 〒

氏名

配属地（ ）

電話

メールアドレス

## 渉外事件取扱い法律事務所での修習申込書（大阪）

第1 受入れを希望する事務所のコード番号に○を付してください。

複数の事務所を希望するときは、希望順位を記載してください。順位は何番まででも結構です。

コード番号	事務所名	開始	終了	希望順位	決定
1606	岡田春夫綜合法律事務所	R3.12.13	R3.12.24		
1607	法円坂法律事務所	R3.12.13	R3.12.24		
1608	弁護士法人オルビス	R3.12.13	R3.12.24		
1609	中本総合法律事務所	R4.1.4	H24.1.14		
1610	岡田春夫綜合法律事務所	R4.1.11	R4.1.21		
1611	弁護士法人御堂筋法律事務所	R4.1.11	R4.1.21		
1612	北浜法律事務所・外国法共同事業	R4.1.11	R4.1.21		
1613	中本総合法律事務所	R4.1.17	R4.1.27		
1614	弁護士法人大江橋法律事務所	R4.1.17	R4.1.27		

第2 必ず下記も○を付して選択してください。

- 上記希望順位内での修習が不可のときは、修習を希望しません。
- 上記希望順位内での修習が不可のときは、大阪弁護士会に事務所の指定を一任します。
- 2.を選択しますが、次の事務所での修習は避けます。（第1の事務所コード番号：）

### （申込時の注意事項）

- 受入事務所が指定する申込時の必要書類（写し可）を添付すること。応募する複数の事務所が指定する資料が共通のときは1通でよい。なお、採否に関係なく提出書類は返却しない。
- 申込後に内定先の決定、就職予定先の変更など、就職に関する本書の申告事由に変更があったときは、至急、大阪弁護士会司法修習委員会事務局（担当：[REDACTED] 電話06-6364-1684）へ連絡すること。

年 月 日

1. 募集条件、遵守事項に同意したうえで、上記のとおり申し込みます。

2. 全国プログラムを申し込んだ理由

3. 私の司法研修所卒業後の就職予定先（内定段階を含む）は以下のとおりです。

- 法律事務所 … 弁護士会名（ ）、事務所名（ ）
- 企業 … 本社所在地（ 都府県）、企業名（ ）
- 任官希望 … 希望先（ ）
- 現時点ではまだ決定（内定）していない。

住所 下

氏名 \_\_\_\_\_ 配属地（ ）

電話 \_\_\_\_\_ メールアドレス \_\_\_\_\_